

## 神奈川海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、毎年6月1日から10月14日までの間及び12月1日から同月31日までの間、早川河口の次の区域におけるあゆの採捕を禁止する。

なお、この指示の有効期間は、令和8年12月31日までとする。

令和7年5月13日

神奈川海区漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

小田原市早川橋右岸側橋脚下流端（A）と同橋左岸側橋脚下流端（B）の見通し線から河口までの早川の区域

